

## 第 2 編. 手続き編

## 目 次

### ○埼玉県電線共同溝事務手続きマニュアル

1. 総論	1
2. 対象路線	1
3. 電線共同溝整備道路の指定	2
4. 電線共同溝整備計画の策定	3
5. 既設占用物件の移設補償費	4
6. 工事の施工	5
7. 建設負担金	5
8. 既設電線類の移設補償費	6
9. 電線共同溝の占用許可	6
10. 事後入溝の取り扱い	6
11. 維持・管理	8
12. 道路管理者以外の事業者による電線共同溝の整備	8

電線共同溝の整備事務フロー	10
---------------	----

### ○様式集

#### <整備事務>

1) 電柱化実施計画への計上	様-1
2) 電線共同溝整備道路の指定～占用の勧告	様-10
3) 整備計画策定～整備計画の確定	様-22
4) 占用の許可	様-31
5) 敷設（入線）工事の届出	様-33

#### <権利等>

地位の継承の届出書	様-40
権利の譲渡承認申請書	様-41

#### <補足>

電線共同溝の指定告示に関する留意点	様-42
電線共同溝の占用期間について	様-43

○要領・マニュアル

- 無電柱化実施計画 要領……………要-1
- 電線共同溝整備計画 作成要領（案）……………要-4
- 埼玉県電線共同溝建設負担金算定マニュアル……………要-14
- 埼玉県電線共同溝管理規程、埼玉県電線共同溝保安細則……………要-29
- 電線共同溝の整備における交通安全施設の取り扱いについて（案）……………要-46

○参考資料（通知文等）

## 1. 総論

### (目的)

- 1.1. 第1 このマニュアルは、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）」（以下、「法」という。）により、電線共同溝を整備するための基本的考え方、整備すべき道路の指定および整備計画策定等具体的な事務手続きを定め、電線共同溝整備事業の円滑な遂行に資することを目的とする。

なお、この目的達成のために電線共同溝の占用予定者と十分調整を図るものとする。

### (適用の範囲)

- 1.2. 本編は、埼玉県県土整備部及び都市整備部が所管する電線共同溝整備に適用する。

## 2. 対象路線

### (計画)

- 2.1. 電線類地中化路線は、原則として「埼玉県無電柱化協議会（以下、「協議会」という。）」において合意を得た「埼玉県無電柱化実施計画」（以下、「実施計画」という。）に位置付けられた、路線を対象とする。新たに実施計画への位置付けを希望する場合、新規希望箇所について、指定の調書（様式集 様-1～様-9 参照）を作成し、道路環境課に提出し、上述の通り、協議会の合意を得た後実施計画に位置付けられる必要がある。

また、法では、道路法上の道路管理者が一元的に行政手続きを行うこととしているので、新設道路等の道路区域決定等が行われていない路線では、道路法上の道路認定及び道路区域の決定の手続きを事前に行う必要がある。

※県土整備事務所の事業担当者は電線共同溝整備道路の指定の手続きに入る前に事務所の管理担当へ道路認定及び道路区域決定がされているか確認をすること。

※県土整備事務所の事業担当者は現道が都市計画道路の区域と重複しているか確認し、重複している場合は都市計画課施設設計担当へ確認すること。

### 3. 電線共同溝整備道路の指定

(電線管理者等への意見聴取)

- 3.1. 道路管理者（県土整備事務所）は、下記の者に対して電線共同溝整備道路の指定を行うため意見を聴くものとする。

◇対象者

(法第3条第2項の規定に基づく意見聴取)

- ・埼玉県公安委員会・・・所轄警察署
- ・市町村
- ・旧一般電気事業者・・・東京電力パワーグリッド
- ・一般送配電気事業者・・・東京電力等
- ・当該道路の沿道がその業務区域に該当する登録電気通信事業者  
・・・・・・・・・・NTT、KDDI、KDDI、Softbank、JCOM等

(その他)

- ・入溝希望者・・・・・・・・・・CATV事業者、難視聴ケーブル等

(電線共同溝整備路線の指定)

- 3.2. 道路管理者（県土整備部長）は、意見聴取の回答を受け、道路又は道路の部分（道路の片側のみの指定も行うことができる。）について指定を行う。

- ・路線指定に必要な図面等は、県土整備事務所（建設事務所）で作成する。
- ・路線指定及び告示について、道路環境課で行う。
- ・道路環境課は、告示完了後、県土整備事務所に通知を行う。
- ・県土整備事務所は各電線管理者に占用許可申請の提出期限を定めて通知する。また、指定の内容を窓口に掲示し、法第9条に従って道路占用の許可等を制限する。
- ・県土整備事務所は各電線管理者に占用許可申請の提出期限を定めて通知する。

#### 4. 電線共同溝整備計画の策定

(占有許可申請書の提出)

4.1. 入溝を希望する電線管理者は、告示の通知を受けたら提出期限までに下記の書類を添付したうえ、道路管理者（県土整備事務所）に電線共同溝の建設完了後の占有許可申請書を提出する。

- ・敷設計画書
- ・建設負担金計算書
- ・電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を記す書類及び図面
- ・その他参考になる書類及び図面

道路管理者（県土整備事務所）は、占有許可申請を受けた場合、上記の内容を確認した上で、受理する。なお、占有許可申請を提出した者は、申請が却下されない限り占有予定者となる。

(占有許可申請書の留意点)

4.2. 以下の項目に該当する占有許可申請は、却下となる。

- ・当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし、採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でないと認められるものであること。
- ・当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

これについての判断は県土整備事務所長が行い、その旨占有予定者（申請者）に通知する。

(整備計画書)

4.3. 道路管理者（県土整備事務所）は、法第5条第2項により占有許可申請書に基づき「電線共同溝整備計画(案)」(以下、「整備計画書」という。)を作成する。

整備計画書には、電線共同溝名称、整備位置、構造、整備延長、占有予定者、占有者別溝内占有部分及び電線敷設計画概要（敷設計画書）、電線共同溝の建設に要する費用（建設費、建設負担金）、工事期間、電線共同溝の耐用年数を記載するものとし、占有予定者に意見聴取を行うものとする。

(電線共同溝整備計画の確定)

- 4.4. 県土整備事務所(建設事務所)は、上記意見聴取により、各電線管理者から異議が認められなかった場合は、担当事業課に協議する。担当事業課の承認を受けて電線共同溝整備計画は確定される。県土整備事務所(建設事務所)は各占用予定者に確定の通知を行うものとする。

## 5. 既設占用物件等の移設補償費

(占用物件)

- 5.1. 「電線共同溝の整備に伴う占用物件の移設に係る費用の負担について」の一部改正について(通知)(平成13年8月17日付け道環第315号県土整備部長通知)に基づき取り扱うこととする。詳細は「参考資料(通知集等)通-110～」参照。

《参考-通知より抜粋(※)》

○既設電柱が道路区域内にある場合

A CCBOX設置にあたり、既設電柱が支障となり仮電柱が必要な場合

	工事費	材料費		工事費	材料費
既設電柱・電線の撤去	100%補償	補償対象外	仮電柱・電線の撤去	100%保証	残存価値分を控除する
仮電柱・電線の設置	100%補償	100%補償			

B CCBOX設置にあたり、既設電柱が支障とならない場合

	工事費	材料費
既設電柱・電線の撤去	補償対象外	補償対象外

○既設電柱が道路区域外にある場合

C CCBOX設置にあたり、既設電柱が支障となり仮電柱が必要な場合

	工事費	材料費		工事費	材料費
既設電柱・電線の撤去	100%補償	補償対象外	仮電柱・電線の撤去	100%保証	残存価値分を控除する
仮電柱・電線の設置	100%補償	100%補償			

D CCBOX設置にあたり、既設電柱が支障とならない場合

	工事費	材料費
既設電柱・電線の撤去	補償対象外	補償対象外

※通知内容を必ず確認すること

(既設電線類)

- 5.2. 「電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償の当面の取り扱いについて（通知）」（平成11年10月1日道環第567号土木部長通知）に基づき取り扱うこととする。詳細は「参考資料（通知集等）通-115～」参照。なお、上記通知で定められた適用対象者は手続き開始時点における電気通信事業法に基づき読み替えるものとする。

《参考 -通知より抜粋（※）》

### 3. 移設補償の対象範囲

<p>移設補償の対象範囲は、現況機能と同等の機能を保持するのに必要な施設を考慮したときの以下の（1）及び（2）を対象とする。</p> <p>なお、現況施設と同等の機能を保持するのに必要な施設には、事故時等対応の予備管を含め維持管理に必要となる施設は対象とするが、将来の需要に対応する施設については対象外とする。</p> <p>（1）電線管理者の行う設備の移設費用のうち、材料費を除く工事費 電線管理者が行う地中化に必要な、現況施設の移設（仮移設を含む） ・撤去等を含む全ての工事費を対象とする。</p> <p>（2）電線、電柱等架空線設備の材料費 電線共同溝を整備することにより撤去される現況の架空設備（電線、電柱、トランス等の機器類）を現段階において建て替えた場合の材料費全てを対象とする。</p> <p>（3）上記（2）の材料費は、上記2.（3）電線管理者が既に地中化を行っている場合にあつては、電線、地中管路、ハンドホール、地上機器等 地中線設備の材料費とする。</p>
--

※通知内容を必ず確認すること

## 6. 工事の施工

- 6.1. 道路管理者（県土整備事務所）は、「電線共同溝整備計画」に基づき、工事を施工するものとする。

## 7. 建設負担金

(建設負担金の納付)

- 7.1. 占用予定者は、毎年度、電線共同溝整備計画に定められた建設負担金を、道路管理者（県土整備事務所）が発行する納入通知書により定められた期限までに納付しなければならない。



(建設負担金の精算)

- 7.2. 道路管理者（県土整備事務所）は、電線共同溝の建設において、大幅な延長の変更等があった場合は、占用予定者に対し建設負担金の算定直しを求める。また、道路管理者（県土整備事務所）は提出された資料に基づき、整備計画書（変更案）を作成する。整備計画書（変更案）確定後、定めた建設負担金を、納入通知書を発行して徴収する。

## 8. 既設電線類の移設補償費

- 8.1. 電線共同溝の建設において、電柱・電線等（=既設電線類）が支障となるため、移設及び撤去（仮移設等）を行う場合は、「平成12年4月10日付け建設省道路発第33号・建設省道環発第16号建設省道路局路政課長、道路環境課長通知」に基づき、その費用を道路管理者が補償する。

## 9. 電線共同溝の占用許可

(電線共同溝の占用許可)

- 9.1. 道路管理者（県土整備事務所）は、電線共同溝の工事完了後速やかに、下記の事項を明らかにして各占用予定者に占用を許可するものとする。
  - ・ 占有することができる電線共同溝の部分
  - ・ 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量
  - ・ 電線共同溝を占有することができる期間

(占用工事)

- 9.2. 電線管理者は、占用許可を受けた占用物件について、実際に入線工事を行う場合は、別途敷設工事届を所管の県土整備事務所に提出するものとする。県土整備事務所は、占用許可申請書と照合の上、敷設工事届（入線工事）を許可するものとする。

(占用料の取り扱い)

- 9.3. 県土整備事務所は、敷設工事届により実際に入溝することになる占用物件について、占用料を算定し、電線管理者から徴収するものとする。

## 10. 事後入溝の取扱い

- 10.1. 当初の占用予定者以外の者であっても、電線共同溝の収容能力に余裕

があるときは、道路管理者（県土整備事務所）の許可を受けて、電線共同溝に占有することができる。

（事業中の場合）

10.2. 事後入溝を希望する電線管理者は、道路管理者（県土整備事務所）と協議のうえ、下記の書類を添付のうえ、占有許可書を県土整備事務所に提出するものとする。

- ・敷設計画書
- ・建設負担金計算書
- ・電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を記す書類及び図面
- ・その他参考になる書類及び図面

県土整備事務所は、提出された資料に基づいて電線共同溝整備計画の変更を行うものとし、計画変更後は他の占有予定者と同様に扱うものとする。

（事業完了後の場合）

10.3. 事後入溝を希望する電線管理者は、県土整備事務所と協議のうえ、下記の書類を添付のうえ、占有許可申請書を県土整備事務所に提出するものとする。

- ・敷設計画書
- ・占有負担金（＝建設負担金に相当する）の算出に必要な資料
- ・電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面
- ・その他参考になる書類及び図面

10.4. 道路管理者（県土整備事務所）は、以下のいずれにも該当しないことを確認し、占有を許可する。

- ・この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有している者の権利を侵害すること。
- ・当該電線共同溝の規模及び構造上相当でないこと。
- ・当該電線共同溝の管理に支障を及ぼすこと。

10.5. 道路管理者（県土整備事務所）は、占有予定者の占有負担金を、納付期限を定めて占有予定者に通知するものとする。

占有者は、上記の占有負担金を道路管理者（県土整備事務所）が定める期間まで一括で納付しなければならない。

## 11. 維持・管理

(電線共同溝管理規程等)

11.1. 道路管理者（県土整備事務所）及び電線共同溝の占有者は、「埼玉県電線共同溝管理規程」及び「埼玉県電線共同溝保安細則」に基づき、適正な維持・管理に努めるものとする。

- ・緊急連絡体制等を定め、毎年度確認するものとする。
- ・これら管理規程等に定めのない詳細な事項は、別途協議し定めることができる。

(管理負担金)

11.2. 道路管理者（県土整備事務所）は、電線共同溝の改築、維持・修繕、災害復旧、その他の理由により、現有機能の保全及び維持管理に必要な費用が発生したときは、「埼玉県電線共同溝管理規程」に基づき、各整備路線（工区）ごとに定まる建設負担割合により管理負担額を確定し、各占有者に通知することとする。

占有者は、上記の管理負担金を県土整備事務所が定める期間までに一括で納付しなければならない。（電線共同溝では、共同溝における照明費用のように、毎年恒常的に徴収する管理費用はなく、その都度必要に応じて徴収するものとする。）

## 12. 道路管理者以外の事業者による電線共同溝の整備

(電線共同溝整備道路の指定)

12.1. 道路管理者以外の事業者（街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び開発事業の行為者等）（以下、「他事業者」という。）が、電線共同溝の整備を行う場合は、道路管理者（県土整備事務所）と協議のうえ、工事の設計及び実施計画を策定し、道路管理者の承認を得なければならない。

他事業者が、上記の承認を得た場合、道路管理者（県土整備事務所）は、電線共同溝整備道路の指定に伴う意見照会以降の手続きをするものとする。ただし、電線共同溝整備計画に伴う事前協議及び計画策定の実務は、他事業者が行うものとする。

(工事の施工)

- 12.2. 工事は、他事業者が施工するものとする。また、他事業者は、工事完了後速やかに道路管理者に工事完了の通知を行い、道路管理者に引き継ぐものとする。

(建設負担金の取扱い)

- 12.3. 以下は一般的な取扱いを示すものであり、個別には道路管理者と協議のうえ決定する。

①街路事業

建設負担金の徴収は、他事業者が行う（受け入れする）。

②デベロッパー、土地区画整理など

道路管理者以外のデベロッパー等が、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者の承認を得て電線共同溝を建設する場合、道路管理者は、電線共同溝の建設に要する費用が生じないため、占有者から建設負担金又は占有負担金を徴収することはできない。

デベロッパー等が占有者から建設負担金相当額を徴収するか否か、徴収する場合どの程度の額にするかは、当事者同士の契約に委ねられる。

電線共同溝の整備事務フロー

凡例: ○発信 ●着信

		電気通信事業者等	道路環境課	県庁事業課	県土整備事務所	事業者が道路管理者以外の場合	市町村	公安委員会	備考	関係様式
	埼玉県無電柱化実施計画 (道路認定等の依頼) (道路区域の決定等)	●	○	(●)	●	●	●		(新規要望の場合、道路環境課へ書類提出) (新規道路の場合) (区域決定がされていない場合)	様式1、様式2
事前調査	入溝希望者事前調査	●			○	○	●	●		任意
	同回答	○			●	●	○	○		
路設計	指定に関する意見聴取	●			○	○	●	●	法第3条第2項	①-1-1-2 ①-2-1-2
	同回答	○			●	●	○	○		
線の指定	路線の指定告示	●			○	○	●	●	法第3条第1項、第4項	②-1 ②-2
	同通知	○			●	●	○	○		
通知及び占有申請勧告	通知及び占有申請勧告	●			○	○	●	●		②-3
	占有許可申請	○			●	●			法第4条第1項	③
整備細設計画	整備に関する意見聴取 (整備計画案提示)	●			○	○			法第5条第2項	④-1 ④-2
	同回答	○			●	●				
設計	(事業課の承認) 整備計画確定(変更)			●	○	○			※県庁事業課に 道路環境課事業も含む 法第5条第2項	④-3
	整備計画の確定(変更)通知 (建設負担金の確定(変更))	●			○	○				
工事の施工	工事の施行 電線共同溝台帳作成				○	○			法第7条第2項 ※整備計画の変更がある場合、 上記と同様のフローによる ※引込・連係管工事は電気・通信 事業者が実施	
	建設負担金納入通知書の送付 (年度ごと) (建設負担金の納入)	●			○	○				
工事完了通知	工事完了通知				○	○				
	占有許可 (工事完了後) 敷設工事届	●			○	○			法第10条	⑤ ⑥-1-2
占有の手続	占有料の調定	●			○	○			道路法第39条	⑥-3
	占有料の納入	○			●					
維持管理	※管理に要する費用が発生 した場合 (管理負担金の算定・予算化)		○		○				法第19条 法第19条	
	(管理負担金の納入通知) (管理負担金の納入)	●			○					
事後入溝の手続き	事後入溝の申請	○			●				法第11条第1項 法第11条第3項	③-1
	同 許可・通知	●			○					
事後入溝の手続き	占有負担金の納入通知	●			○				法第13条 法第13条	
	占有負担金の納入	○			●					
事後入溝の手続き	占有許可	●			○					
	占有工事届	○			●					

電線共同溝の整備事務フロー(簡易表)

凡例:○発信 ●着信

	電気通信事業者等 東電・NTT	道路環境課 防災担当	県土整備事務所 管理担当 事業担当		建設事務所等	市町村	公安委員会
埼玉県無電柱化実施計画	●←○	○	(●)	●	●	●	
入溝希望者事前調査 (企業者等調整会議)	●←○		○●	○		●	●
指定に関する意見聴取 回答	●←○	○	○●	○●	○●	○●	○●
路線の指定・告示		● ↓告示 ○	●	●			
占用許可申請	○→		●○	●	●		
整備計画の確定(変更)通知	○←		○●	○	○		
建設負担金納入通知書の送付	●←		○				
占用許可	●←		○		○		
敷設届	○→		●○	●	●		
占用料の調停	●←		○●	○	○		
占用料の納入	○←		●				

◆標準的な事務の流れ(事務分掌)

- ◇路線の指定・告示については、県土(事)の事業担当が回答を受け、起案し決裁後、道路環境課防災担当へ照会する。(建設事務所は、形式上、県土(事)管理担当を通す。以下同様。)
- ◇各占用者への占用許可については、県土(事)の事業担当が審査し、素案(許可書)を作成し、管理担当が起案し、許可を出す。
- ◇各占用者からの敷設工事届については、県土(事)の事業担当が、占用許可申請書と照合し、管理担当が占用料の調定を行う。